【事故報告の提出方法について】

「活動の手引き(P13)」でもお示ししてある通り、活動中に発生した怪我のうち、医療機関または整骨院・接骨院を受診する場合、指導者から報告書を提出必要があります。

指導者から事故報告をいただいた後に、事務局側で保険の手続きを行います。 事故通知後、被保険者(負傷者)へ保険金請求に必要な書類一式が直接送付されます。

報告内容については、別添書式をご確認いただきご報告をお願いいたします。

なお、参加者が医療機関を受診する場合、子どもの医療費助成を使用することができます ので、お知らせください。

※事故報告書式のダウンロードは**コチラ**から